

電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について

（諮問第3001号）

<目 次>

1	答申書（案）	1
2	申請概要	6
3	審査結果	29

別添

- 交付金の額及び交付方法の認可申請書（写）
- 負担金の額及び徴収方法の認可申請書（写）

平成20年11月25日

総務大臣

鳩山 邦夫 殿

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 高橋 温

答 申 書 (案)

平成20年9月30日付け諮問第3001号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可については、諮問のとおり認可することが適当と考えられる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

「ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可」に対して寄せられた意見及びそれに対する考え方

平成 2 0 年 1 1 月 2 5 日  
総 務 省  
情報通信行政・郵政行政審議会

## 1 基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化の推進について

<p>意見1 NTT東・西は、ユニバーサルサービス全体の収支改善のための努力を継続的に行い、その結果を具体的に示していくことが必要。</p>	<p>考え方1</p>
<p>今回申請された交付金額等については、省令の規定に基づいて適切に算定されたものと理解しております。</p> <p>なお、ユニバーサルサービスの提供は事業者等が担うものですが、どのような形であれ最終的には国民の負担によって維持されることとなるため、今後も事業者等によるコスト最小化に向けた努力が当然なされるべきと考えます。</p> <p>【KDDI(株)】</p>	<p>ユニバーサルサービス制度の稼働に際しては、適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT東・西」という。)の基礎的電気通信役務収支が赤字であることが前提となるため、同制度に基づく交付金の交付を受けるNTT東・西においては、一層の経営効率化を行い、赤字の縮小に努めることが求められる。</p>
<p>交付金を受け取る立場である適格電気通信事業者のユニバーサルサービス提供に関しては、平成 18 年 11 月 21 日情報通信審議会答申において「ユニバーサルサービスの提供において当該効率化を達成することが重要であり、平成 19 年度以降、基礎的電気通信役務収支表の提出に際し、経営効率化の実績について併せて総務省に報告すること」、「総務省においては、上記の経営効率化について、十分な検証を行うことが必要であり、そのための方策を講ずるとともに、当該検証結果については、当審議会に対し報告等を行うこと」とされているところであり、ユニバーサルサービス基金への拠出の最終負担者となるユーザへの説明責任を果たすという観点からも、引き続き、これらの取り組み(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東西」という。)における経営効率化の実績報告及び同効率化の内容の検証)は継続される必要があると考えます。</p> <p>すなわち、ユニバーサルサービス全体の収支は補填額の上限値に影響するものであり、適格電気通信事業者であるNTT東西は、ユニバーサルサービス全体の収支改善のための真の効率化による努力を最大限行い、その結果を具体的に示していくことが必要であると考えます。</p> <p>具体的には、NTT東西の平成 19 年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告書で提示された効率化の実績(NTT 東 7%/NTT 西 8%)について、例えば、個別の施策別、会計費目別の効率化等のデータを開示する等、その妥当性を外部から検証できるようにすべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB(株)・ソフトバンクテレコム(株)・ソフトバンクモバイル(株)】</p>	<p>したがって、NTT東・西においては、引き続き、ユニバーサルサービスの提供に係る経営効率化に努めていくことが適当である。</p> <p>なお、平成 18 年 11 月 21 日の情報通信審議会答申において、NTT東・西の経営効率化の実績等について当審議会への報告を求めているほか、NTT東・西に対し、基礎的電気通信役務の収支状況等の情報について、一層の開示促進及び利用者への情報提供の徹底を求めているところであり、こうした取組が引き続き行われることが適当である。</p>

<p>意見2 総務省は、ユニバーサルサービスに関するデータに基づき、当該サービスの提供に係る経営効率化水準の妥当性について検証するとともに、更なる経営効率化推進策について検討し、NTT東・西に実施を求めていくことが必要。</p>	<p>考え方2</p>
<p>また、総務省において、開示されたデータに基づき、効率化水準の妥当性について検証するとともに、更なる効率化推進策について検討し、NTT 東西に実施を求めていくべきと考えます。 【ソフトバンクBB(株)・ソフトバンクテレコム(株)・ソフトバンクモバイル(株)】</p>	<p>平成 18 年 11 月 21 日の情報通信審議会答申において、NTT 東・西に対し、毎年度の基礎的電気通信役務の収支について、携帯電話やIP電話の普及、加入電話から競争事業者の提供する直収電話サービスへの移行その他の要因が当該収支に及ぼす影響を分析し、その結果を総務省へ報告することを求めるとともに、総務省に対し、NTT東・西からの報告に基づいて、ユニバーサルサービスの提供に係る経営効率化について十分な検証を行い、そのための方策を講ずるとともに、当該検証結果について当審議会への報告等を求めているところである。</p> <p>この要望に基づいて、従前同様、平成 19 年度の基礎的電気通信役務収支について、平成 20 年 9 月 30 日に当審議会において報告を受けたところであり、こうした取組が引き続き行われることが適当である。</p>

## 2 負担金の徴収状況に関する周知の強化について

<p>意見3 負担金の徴収状況について、支援機関及び総務省は、可能な限り早い段階で、広く一般に周知することが必要。</p>	<p>考え方3</p>
<p>支援機関が公開している平成 20 年度負担金徴収状況(※)によれば、認可時の負担金徴収予定 12 ヶ月を超え、最終算定月が平成 20 年 12 月から平成 21 年 1 月になることが想定されます。このような制度の運用上の実情については、最終負担者となる利用者の混乱を回避するためにも、広く告知されるべきであり、支援機関は、可能な限り早い段階で、負担対象事業者だけでなく広く一般にその旨を周知すべきと考えます。また、あわせて監督官庁である総務省においても、</p>	<p>平成 18 年 11 月 21 日の情報通信審議会答申において、ユニバーサルサービス制度が国民利用者の利益に深く関係するものであることにかんがみ、行政、基礎的電気通信役務支援機関(以下、「支援機関」という。)、適格電気通信事業者及び接続電気通信事業者等に対し、積極的に制度の概要等について周知・広報</p>

<p>同内容の周知に努めるべきと考えます。</p> <p>※ 「平成 20 年度負担金徴収状況」  <a href="http://www.tca.or.jp/universalservice/ga/frequency.html#entry-256">http://www.tca.or.jp/universalservice/ga/frequency.html#entry-256</a>  【ソフトバンクBB(株)・ソフトバンクテレコム(株)・ソフトバンクモバイル(株)】</p>	<p>を行うとともに、利用者への情報提供を徹底することを求めているところであり、ご指摘の支援機関による「平成 20 年度負担金徴収状況」の公開は、この要望の主旨に即した対応であると認識している。</p> <p>行政、支援機関、適格電気通信事業者及び接続電気通信事業者等は、ご指摘の点も踏まえ、今後も消費者保護の観点からユニバーサルサービス制度に係る周知・広報の一層の充実を図るとともに、当該周知・広報に当たっては、互いに協力し、効果的・効率的な実施に努めることが適当である。</p>
--	---

### 3 次期ユニバーサルサービス制度の在り方について

<p>意見4 今後も引き続き、ユニバーサルサービスを提供するNTT東・西が、真に外部補てんを必要とする状況にあるのかについて議論を尽くすことが必要。あわせて、IP網への移行計画等をNTT東・西が速やかに明らかにすることが必要。</p>	<p>考え方4</p>
<p>次期ユニバーサルサービス制度については、ユニバーサルサービス政策委員会で検討されているところですが、今後も引き続き、ユニバーサルサービスであるPSTNを提供するNTT東・西が、企業全体で徹底的に経営努力をした結果、真に外部補てんが必要なほど経営困難な状況にあるのかについて議論を尽くす必要があると考えます。</p> <p>あわせて、ユニバーサルサービスであるPSTNがいつまで維持されるのか、光化を含むIP網への移行計画等をNTT東・西が速やかに明らかにすることが必要と考えます。</p> <p>【KDDI(株)】</p>	<p>現在、「ユニバーサルサービス制度の在り方」について情報通信審議会において審議中であるが、当該制度の見直しに当たっては、ご指摘の論点も含め、幅広い観点から調査・検討が行われることが望ましいと考えられる。</p> <p>なお、IP網への移行計画等に関しては、PSTNの交換機の活用可能期間やユニバーサルサービス制度を含む関連制度等の諸課題を検討の上、PSTNユーザのマイグレーションに関する概括的展望を2010年度にNTTグループとして公表することを本年5月に明らかにしているところであるが、現行制度におけるユニバーサルサービス提供事業者であるNTT東・西には、IP網への移行に関する展望・情報等の積極的な提示を期待したい。</p>

# I 申請概要

## 1 申請者

基礎的電気通信役務支援機関 社団法人電気通信事業者協会(会長 孫 正義)  
(以下「支援機関」という。)

## 2 申請年月日

平成 20 年 9 月 22 日 (月)

## 3 概要

支援機関が

- (1) 電気通信事業法(以下「法」という。)第 109 条第 1 項の規定に基づき、適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」という。)に対する交付金の額及び交付方法の認可
- (2) 法第 110 条第 2 項の規定に基づき、負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等の負担金の額及び徴収方法の認可を受けようとするもの。

## Ⅱ ユニバーサルサービス制度の概要

### 1 ユニバーサルサービスとは

国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべきサービス（法第7条、電気通信事業法施行規則第14条）

#### (1) 加入電話

加入者回線アクセス（基本料）

【加入者回線のうち高コスト側上位4.9%に属する回線について、長期増分費用モデルで算出した回線費用と「全国平均費用+標準偏差の2倍」の差額】

#### (2) 第一種公衆電話

戸外における最低限の通信手段を確保する観点から市街地においてはおおむね500m四方に1台、それ以外の地域においてはおおむね1km四方に1台の基準により設置される公衆電話

【「原価－収益」の収支差額】

#### (3) 緊急通報（警察110番、海上保安庁118番、消防119番）

・加入電話から発信されるもの

【加入者回線のうち高コスト側上位4.9%に属する回線に対応した緊急通報繋ぎこみ回線に係る原価】

・第一種公衆電話から発信されるもの

【「原価－収益」の収支差額】

### 2 申請に関する項目

#### (1) 負担金

##### ① 負担金の額

ア 負担金に関連する費用

##### (i) 補てん対象額

・ NTT東西の加入者回線アクセス、第一種公衆電話、緊急通報について、法令で定められた方法により算定された額。

##### (ii) 支援業務費

・ 支援機関が負担金の徴収、交付金の交付等のために要する費用。

イ 番号単価

・ 補てん対象額に支援業務費を加えた額を負担事業者の総稼働電気通信番号数で除して、月当たりの額（＝合算番号単価）を算出。その上で、合算番号単価をNTT東西各々の補てん対象額の割合で案分して得られた額。



ウ 負担事業者

- ・ 前年度の電気通信事業収益が10億円を超え、かつ、総務大臣から指定を受けた電気通信番号を最終利用者に付与している電気通信事業者。

エ 負担金の額

- ・ 番号単価に毎月の各負担事業者の稼働電気通信番号数を乗じて算出した額等。

② 徴収方法

- ・ 支援機関が、負担事業者から負担金を徴収する方法。

(2) 交付金

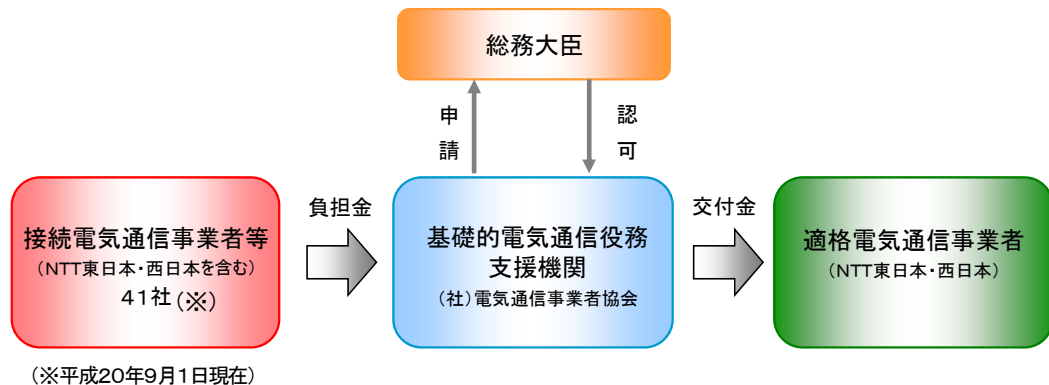
① 交付金の額

- ・ 補てん対象額からNTT東西の算定自己負担額を控除して得られた額。

② 交付方法

- ・ 支援機関が、適格電気通信事業者に交付金を交付する方法。

【参考】 本制度における資金の流れ



### Ⅲ 負担金の額及び徴収方法

#### 1 負担金の額

##### (1) 補てん対象額

	NTT東日本	NTT西日本	NTT東西合計
加入電話に係る加入者回線 (基本料)	8,611,198,197円	5,176,243,919円	13,787,442,116円
加入電話に係る緊急通報	42,432,787円	19,192,718円	61,625,505円
第一種公衆電話に係るもの	2,113,607,212円	2,077,115,992円	4,190,723,204円
合計	10,767,238,196円	7,272,552,629円	18,039,790,825円

##### (2) 支援業務費

###### ① 算定方法

支援機関の運営に必要な人員に係る人件費、複写経費・備品借料等に係る物件費等及びユニバーサルサービス制度の周知に必要な新聞広告・パンフレット作成・コールセンター委託等に係る周知費用を合計した当年度費用額から、前年度の次期繰越収支差額を減額して算出。

###### ② 算定結果

区 分		金 額
(ア) 支援機関の 運営費用	(a) 人件費	23,763,000円
	(b) 物件費等	15,124,000円
	(c) 小計	38,887,000円
(イ) 周知費用	(a) 新聞広告・パンフレット作成費等	21,000,000円
	(b) コールセンター委託費	20,424,000円
	(c) 小計	41,424,000円
(ウ) 当年度費用額 (= (ア) の(c) と (イ) の(c) の合計)		80,311,000円

区 分		金 額
(a) 当年度費用額		80,311,000円
(b) 前年度の次期繰越収支差額		15,214,652円
(c) 支援業務費 [= (a) - (b)]		65,096,348円

(3) 番号単価

$$\begin{aligned} \text{①合算番号単価} &= \frac{\text{(NTT東日本・西日本の補てん対象額の合計額)} \\ &\quad \text{+ 支援業務費)}}{\text{平成20年6月末の算定対象電気通信番号の総数}} \div 12 \text{ 月} \\ &= \frac{(18,039,790,825 \text{ 円} + 65,096,348 \text{ 円})}{186,152,510 \text{ 番号}} \div 12 \text{ 月} \\ &= 8.104863038\cdots \text{ 円} \\ &\Rightarrow \mathbf{8 \text{ 円}} \text{ (整数未満四捨五入)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{②NTT東日本} \\ \text{に係る番号単価} &= \text{合算番号単価} \times \frac{\text{NTT東日本の補てん対象額}}{\text{NTT東日本・西日本の補てん対象額の合計額}} \\ &= 8 \text{ 円} \times \frac{10,767,238,196 \text{ 円}}{18,039,790,825 \text{ 円}} \\ &= 4.774883833\cdots \text{ 円} \\ &\Rightarrow \mathbf{4.77488383 \text{ 円}} \text{ (小数点以下8位未満四捨五入)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{③NTT西日本} \\ \text{に係る番号単価} &= \text{合算番号単価} \times \frac{\text{NTT西日本の補てん対象額}}{\text{NTT東日本・西日本の補てん対象額の合計額}} \\ &= 8 \text{ 円} \times \frac{7,272,552,629 \text{ 円}}{18,039,790,825 \text{ 円}} \\ &= 3.225116167\cdots \text{ 円} \\ &\Rightarrow \mathbf{3.22511617 \text{ 円}} \text{ (小数点以下8位未満四捨五入)} \end{aligned}$$

※ 上記番号単価は、平成20年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用。平成20年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価については、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して見直しを行う予定。

(4) 負担事業者

接続電気通信事業者等（電気通信事業法第110条第1項各号に規定する電気通信事業者で前年度の電気通信事業収益が10億円超）のうち、総務大臣から指定を受けた電気通信番号（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）別表第11に掲げるものに限る。）を最終利用者に付与している電気通信事業者。

事業者名（42社、五十音順）			
1	アイテック阪急阪神（株）	22	（株）ジェイコムウエスト
2	アットネットホーム（株）	23	（株）ジェイコム関東
3	イー・モバイル（株）	24	（株）ジェイコム北九州
4	（株）ウィルコム	25	（株）ジェイコムさいたま
5	（株）STNet	26	（株）ジェイコム湘南
6	（株）エヌ・ティ・ティ エムイー	27	（株）ジェイコム千葉
7	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）	28	（株）ジェイコム東京
8	（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ	29	（株）ジェイコム福岡
9	（株）エヌ・ティ・ティ ネオメイト	30	（株）ZTV
10	（株）エヌ・ティ・ティ・シー・コミュニケーションズ	31	ソフトバンクテレコム（株）
11	（株）NTTぷらら	32	ソフトバンクBB（株）
12	（株）エネルギー・コミュニケーションズ	33	ソフトバンクモバイル（株）
13	沖縄セルラー電話（株）	34	中部テレコミュニケーション（株）
14	関西マルチメディアサービス（株）	35	土浦ケーブルテレビ（株）
15	九州通信ネットワーク（株）	36	東北インテリジェント通信（株）
16	（株）ケーブルネット神戸芦屋	37	（株）長野県協同電算
17	（株）ケーブルネット下関	38	西日本電信電話（株）
18	KDDI（株）	39	東日本電信電話（株）
19	KMN（株）	40	フュージョン・コミュニケーションズ（株）
20	KVH（株）	41	ベライゾンジャパン合同会社
21	（株）ケイ・オプティコム	42	（株）UCOM

(5) 各接続電気通信事業者等の負担金の額

① NTT東日本に係るもの

**接続電気通信事業者等の負担金の額 = (a) + (b) + (c)**

(a) 平成21年1月(予定)末～最終算定月の前月(平成21年11月予定)の月末の算定対象電気通信番号の数で算定する負担金の額

= NTT東日本に係る番号単価 (4.77488383 円/月・番号)

× 当該接続電気通信事業者等の各月末(平成21年1月(予定)末～最終算定月の前月(平成21年11月予定)の月末)の算定対象電気通信番号の数の合計額

※ 4.77488383 円は、平成21年1月予定～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用。平成21年7月以降適用する番号単価については、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して見直しを行う予定。

(b) 当該接続電気通信事業者等の最終算定月(平成21年12月予定)の月末の算定対象電気通信番号の数で算定する負担金の額

= [Ⓐ - Ⓑ - Ⓒ - Ⓓ - Ⓔ] × ①

NTT東日本の補てん対象額+案分した支援業務費

10,767,238,196 + 65,096,348 × 10,767,238,196 ÷ 18,039,790,825

Ⓐ

最終算定月前月までに算定した「全接続電気通信事業者等の負担額」の累計額

接続電気通信事業者等の最終算定月の前月(平成21年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定したNTT東日本に係る負担金額の累計額

Ⓑ

最終算定月前月までに算定したNTT東日本の「算定自己負担額」の累計額

NTT東日本の最終算定月の前月(平成21年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定した算定自己負担額の累計額

Ⓒ

「全接続電気通信事業者等の前年度残余額」の総額

接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月の番号単価に同月の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額から前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額を控除してもなお残る額の累計額

Ⓓ

NTT東日本の「算定自己負担額」における前年度残余額に相当する額

NTT東日本の前年度の最終算定月の番号単価に同月の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額からNTT東日本の前年度の最終算定月の算定自己負担額を控除してもなお残る額

Ⓔ

各事業者の最終算定月の番号数の割合

当該接続電気通信事業者等の最終算定月(平成21年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

÷ 最終算定月(平成21年12月予定)の算定対象電気通信番号の総数(自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号の数を含む)

…①

(c) 当該接続電気通信事業者等の前年度残余额 = ㊟ - ㊠

前年度の最終算定月の番号単価に同月の番号数を乗じて得た額

当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成20年12月予定)の番号単価

× 当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成20年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

…㊟

前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額

7,965,653,876 + 66,937,895 × 7,965,653,876 ÷ 13,560,815,604

— 接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月の前月(平成20年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定したNTT東日本に係る負担金額の累計額

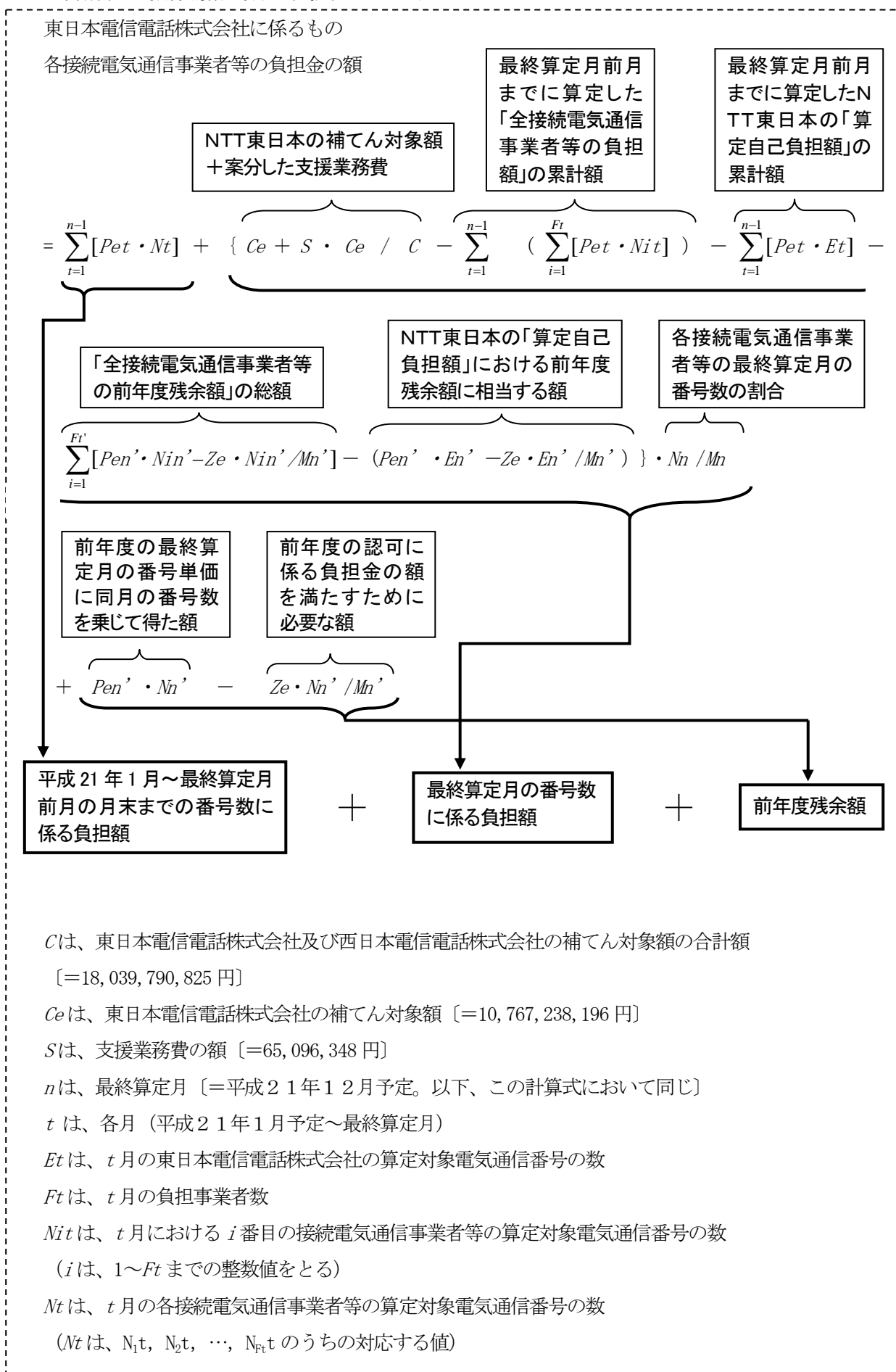
— NTT東日本の前年度の最終算定月の前月(平成20年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定した算定自己負担額の累計額

× 当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成20年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

÷ 前年度の最終算定月(平成20年12月予定)の算定対象電気通信番号の総数(自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号の数を含む)

…㊠

※ 申請書から抜粋(解説部分は総務省において追加)



Cは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額

[=18,039,790,825 円]

Ceは、東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=10,767,238,196 円]

Sは、支援業務費の額 [=65,096,348 円]

nは、最終算定月 [=平成21年12月予定。以下、この計算式において同じ]

tは、各月 (平成21年1月予定～最終算定月)

Etは、t月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ftは、t月の負担事業者数

Nitは、t月におけるi番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(iは、1～Ftまでの整数値をとる)

Ntは、t月の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(Ntは、N<sub>1</sub>t, N<sub>2</sub>t, …, N<sub>Ft</sub>tのうちの対応する値)

$N_n$  は、 $n$  月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ $N_n$  は、 $N_{1n}$ ,  $N_{2n}$ ,  $\dots$ ,  $N_{F_t n}$  のうちの対応する値）

$M_n$  は、 $n$  月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$Pet$  は、 $t$  月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として平成 21 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔平成 21 年 1 月予定～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、4.77488383 円/月・番号〕

$n'$  は、前年度の最終算定月〔=平成 20 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

$t'$  は、前年度の各月（平成 20 年 1 月～前年度の最終算定月）

$Et'$  は、 $t'$  月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$En'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Ft'$  は、 $t'$  月の負担事業者数

$Nit'$  は、 $t'$  月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ $i$  は、 $1 \sim Ft'$  までの整数値をとる）

$Nin'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ $i$  は、 $1 \sim Ft'$  までの整数値をとる）

$Nn'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ $Nn'$  は、 $N_{1n'}$ ,  $N_{2n'}$ ,  $\dots$ ,  $N_{F_t n'}$  のうちの対応する値）

$Mn'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$Pet'$  は、 $t'$  月の番号単価〔平成 20 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 3.52441362 円/月・番号、平成 20 年 7 月～前年度の最終算定月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 3.53123822 円/月・番号〕

$Pen'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の番号単価

$Ze$  は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$\left[ = Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left( \sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit'] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et'] \right]$$

$C'$  は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額  
〔=13,560,815,604 円〕

$Ce'$  は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=7,965,653,876 円〕

$S'$  は、前年度の支援業務費の額〔=66,937,895 円〕



② NTT西日本に係るもの

$$\text{接続電気通信事業者等の負担金の額} = (a) + (b) + (c)$$

(a) 平成21年1月(予定)末～最終算定月の前月(平成21年11月予定)の月末の算定対象電気通信番号の数で算定する負担金の額

$$= \text{NTT西日本に係る番号単価 (3.22511617円/月・番号)}$$

× 当該接続電気通信事業者等の各月末(平成21年1月(予定)末～最終算定月の前月(平成21年11月予定)の月末)の算定対象電気通信番号の数の合計額

※ 3.22511617円は、平成21年1月予定～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用。平成21年7月以降適用する番号単価については、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して見直しを行う予定。

(b) 当該接続電気通信事業者等の最終算定月(平成21年12月予定)の月末の算定対象電気通信番号の数で算定する負担金の額

$$= \{ \text{㉑} - \text{㉒} - \text{㉓} - \text{㉔} - \text{㉕} \} \times \text{㉖}$$

NTT西日本の補てん対象額+案分した支援業務費

$$7,272,552,629 + 65,096,348 \times 7,272,552,629 \div 18,039,790,825$$

…㉑

最終算定月前月までに算定した「全接続電気通信事業者等の負担額」の累計額

接続電気通信事業者等の最終算定月の前月(平成21年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定したNTT西日本に係る負担金額の累計額

…㉒

最終算定月前月までに算定したNTT西日本の「算定自己負担額」の累計額

NTT西日本の最終算定月の前月(平成21年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定した算定自己負担額の累計額

…㉓

「全接続電気通信事業者等の前年度残余額」の総額

接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月の番号単価に同月の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額から前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額を控除してもなお残る額の累計額

…㉔

NTT西日本の「算定自己負担額」における前年度残余額に相当する額

NTT西日本の前年度の最終算定月の番号単価に同月の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額からNTT西日本の前年度の最終算定月の算定自己負担額を控除してもなお残る額

…㉕

各事業者の最終算定月の番号数の割合

当該接続電気通信事業者等の最終算定月(平成21年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

÷ 最終算定月(平成21年12月予定)の算定対象電気通信番号の総数(自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号の数を含む)

…①

(c) 当該接続電気通信事業者等の前年度残余额 = ㊟ - ㊠

前年度の最終算定月の番号単価に同月の番号数を乗じて得た額

当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成20年12月予定)の番号単価

× 当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成20年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

…㊠

前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額

5,595,161,728 + 66,937,895 × 5,595,161,728 ÷ 13,560,815,604

— 接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月の前月(平成20年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定したNTT西日本に係る負担金額の累計額

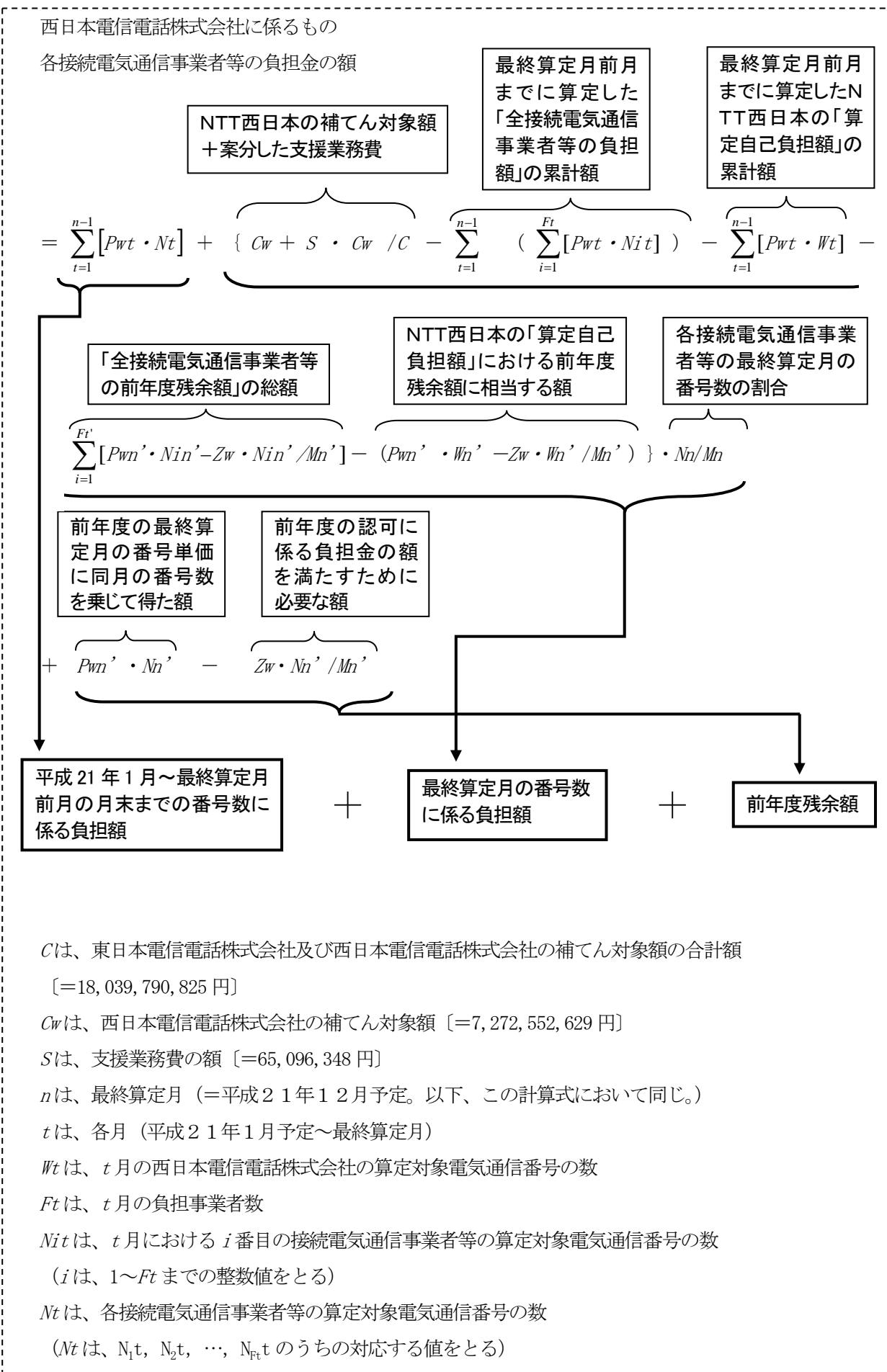
— NTT西日本の前年度の最終算定月の前月(平成20年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定した算定自己負担額の累計額

× 当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成20年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

÷ 前年度の最終算定月(平成20年12月予定)の算定対象電気通信番号の総数(自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号の数を含む)

…㊡

※ 申請書から抜粋(解説部分は総務省において追加)



$C$ は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額

[=18,039,790,825 円]

$C_w$ は、西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=7,272,552,629 円]

$S$ は、支援業務費の額 [=65,096,348 円]

$n$ は、最終算定月 (=平成 21 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。)

$t$ は、各月 (平成 21 年 1 月予定～最終算定月)

$W_t$ は、 $t$ 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$F_t$ は、 $t$ 月の負担事業者数

$N_{it}$ は、 $t$ 月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

( $i$ は、1～ $F_t$ までの整数値をとる)

$N_t$ は、各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

( $N_t$ は、 $N_{1t}, N_{2t}, \dots, N_{F_t t}$ のうちの対応する値をとる)

$N_n$  は、 $n$  月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ $N_n$  は、 $N_{1n}$ ,  $N_{2n}$ ,  $\dots$ ,  $N_{F_t n}$  のうちの対応する値）

$M_n$  は、 $n$  月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$P_{wt}$  は、 $t$  月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として平成 21 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔平成 21 年 1 月予定～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、3.22511617 円/月・番号〕

$n'$  は、前年度の最終算定月〔=平成 20 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

$t'$  は、前年度の各月（平成 20 年 1 月～前年度の最終算定月）

$W_{t'}$  は、 $t'$  月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$W_{n'}$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$F_{t'}$  は、 $t'$  月の負担事業者数

$N_{it'}$  は、 $t'$  月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ $i$  は、 $1 \sim F_{t'}$  までの整数値をとる）

$N_{in'}$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ $i$  は、 $1 \sim F_{t'}$  までの整数値をとる）

$N_{n'}$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ $N_{n'}$  は、 $N_{1n'}$ ,  $N_{2n'}$ ,  $\dots$ ,  $N_{F_{t'} n'}$  のうちの対応する値）

$M_{n'}$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$P_{wt'}$  は、 $t'$  月の番号単価〔平成 20 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 2.47558638 円/月・番号、平成 20 年 7 月～前年度の最終算定月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 2.46876178 円/月・番号〕

$P_{wn'}$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の番号単価

$Z_w$  は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$\left[ = C_w' + S' \cdot C_w' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left( \sum_{i=1}^{F_{t'}} [P_{wt'} \cdot N_{it'}] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [P_{wt'} \cdot E_{t'}] \right]$$

$C'$  は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額〔=13,560,815,604 円〕

$C_w'$  は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=5,595,161,728 円〕

$S'$  は、前年度の支援業務費の額〔=66,937,895 円〕

### ③ その他算出に係る留意点

- (a) 各接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）の負担金の総額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、当該負担金の総額は当該算定対象収益の額に限度割合（3％）を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。  
【算定規則第5条第2項第1号】
- (b) 各適格電気通信事業者における「負担金の額と当該適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の合計額（以下「負担金等の額」という。）の当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合（3％）を超える場合には、当該負担金等の額は当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。  
【算定規則第5条第2項第2号】
- (c) 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。  
また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

## 2 徴収方法

### (1) 納付手段

負担金の納付は、銀行振込により行う。

負担金の振込手数料の負担は、負担金を納付する接続電気通信事業者等が負う。

### (2) 負担金の額の通知

負担金の納付額等を相互に確認するため、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対し、基礎的電気通信役務支援機関は以下の事項を通知する。

- ① 各接続電気通信事業者等の負担金の額
- ② 負担金の納付期限
- ③ 負担金を納付する口座名義・口座番号

なお、各接続電気通信事業者等に対する負担金の額の通知については、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」及び前年度の最終算定月の翌月から最終算定月までの各月の算定対象電気通信番号に係る負担金の額をそれぞれ金額の確定する月以降毎月行うこととする。

### (3) 負担金の納付期限

毎月の負担金の額の通知の日の属する月の25日までとする。

### (4) 延滞金の納付

納付期限までに負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数について、日1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付する。

### (5) 支援機関の負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

- ・ 預金額が全額保障される決済性預金口座とする。
- ・ 振込先の限定、振込手続の認証及び口座管理を徹底する。

## IV 交付金の額及び交付方法

### 1 交付金の額

(1) NTT東日本に対する交付金の額

$$= 10,767,238,196 \text{ 円 (NTT東日本の補てん対象額)}$$

$$- \text{NTT東日本の算定自己負担額}$$

※ 申請書から抜粋(解説部分は総務省において追加)

東日本電信電話株式会社に対する

交付金の額

$$= \underbrace{C_e - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et]}_{\text{「全接続電気通信事業者等の前年度残余额」の総額}} - \underbrace{\{C_e + S \cdot C_e / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{F_t} [Pet \cdot Nit])\}}_{\text{NTT東日本の「算定自己負担額」における前年度残余额に相当する額}} - \underbrace{\sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et]}_{\text{NTT東日本の最終算定月の番号数の割合}}$$

$$= \underbrace{\sum_{i=1}^{F_t} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn']}_{\text{NTT東日本の最終算定月の算定自己負担額}} - \underbrace{(Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn')}_{\text{NTT東日本の「算定自己負担額」における前年度残余额に相当する額}} \cdot \frac{En}{Mn}$$

$$= \text{NTT東日本の補てん対象額} - \text{NTT東日本の算定自己負担額}$$

$C$ は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額

[=18,039,790,825 円]

$C_e$ は、東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=10,767,238,196 円]

$S$ は、支援業務費の額 [=65,096,348 円]

$n$ は、最終算定月 [=平成21年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

$t$ は、各月（平成21年1月予定～最終算定月）

$Et$ は、 $t$ 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$En$ は、 $n$ 月（最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Ft$ は、 $t$ 月の負担事業者数

$Nit$ は、 $t$ 月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ $i$ は、1～ $Ft$ までの整数値をとる）

$Mn$ は、 $n$ 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$Pet$ は、 $t$ 月の番号単価（番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として平成21年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔平成21年1月予定～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、4.77488383円/月・番号〕

$n'$ は、前年度の最終算定月〔=平成20年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

$t'$ は、前年度の各月（平成20年1月～前年度の最終算定月）

$Et'$ は、 $t'$ 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$En'$ は、 $n'$ 月（前年度の最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Ft'$ は、 $t'$ 月の負担事業者数

$Nit'$ は、 $t'$ 月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ $i$ は、1～ $Ft'$ までの整数値をとる）

$Nin'$ は、 $n'$ 月（前年度の最終算定月）における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ $i$ は、1～ $Ft'$ までの整数値をとる）

$Mn'$ は、 $n'$ 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$Pet'$ は、 $t'$ 月の番号単価〔平成20年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は3.52441362円/月・番号、平成20年7月～前年度の最終算定月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は3.53123822円/月・番号〕

$Pen'$ は、 $n'$ 月（前年度の最終算定月）の番号単価

$Ze$ は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$\left[ =Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left( \sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit'] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et'] \right]$$

$C'$ は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額〔=13,560,815,604円〕

$Ce'$ は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=7,965,653,876円〕

$S'$ は、前年度の支援業務費の額〔=66,937,895円〕



(2) NTT西日本に対する交付金の額

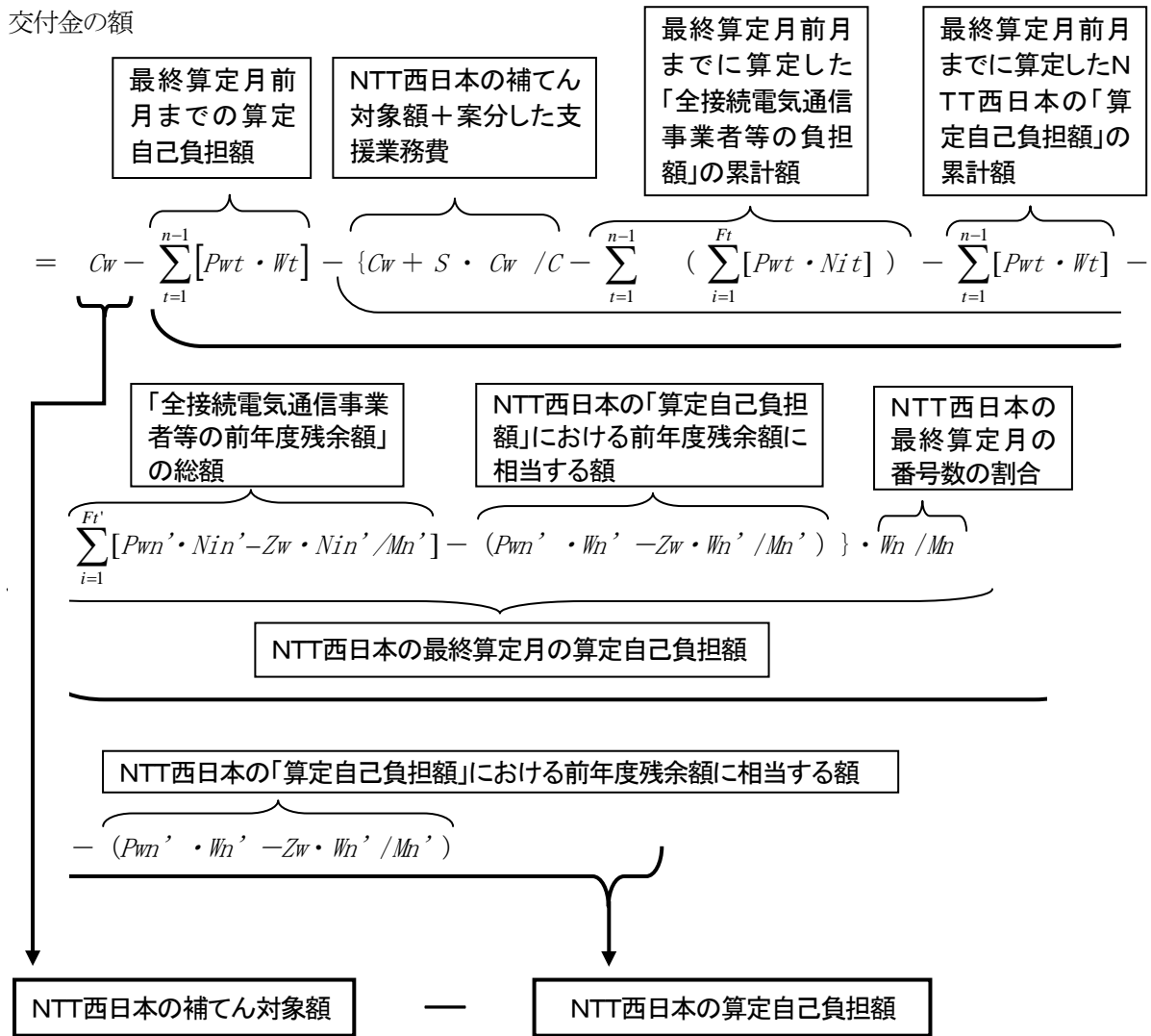
$$= 7,272,552,629 \text{ 円 (NTT西日本の補てん対象額)}$$

$$- \text{NTT西日本の算定自己負担額}$$

※ 申請書から抜粋(解説部分は総務省において追加)

西日本電信電話株式会社に対する

交付金の額



$C$ は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額

[=18,039,790,825円]

$C_w$ は、西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=7,272,552,629円]

$S$ は、支援業務費の額 [=65,096,348円]

$n$ は、最終算定月 [=平成21年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

$t$ は、各月(平成21年1月予定~最終算定月)

$W_t$ は、 $t$ 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$W_n$ は、 $n$ 月(最終算定月)の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$F_t$ は、 $t$ 月の負担事業者数

$Nit$  は、 $t$  月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

( $i$  は、 $1 \sim Ft$  までの整数値をとる)

$Mn$  は、 $n$  月 (最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

$Pwt$  は、 $t$  月の番号単価 (番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として平成 21 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する) [平成 21 年 1 月予定～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、3.22511617 円/月・番号]

$n'$  は、前年度の最終算定月 [=平成 20 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。]

$t'$  は、前年度の各月 (平成 20 年 1 月～前年度の最終算定月)

$Wt'$  は、 $t'$  月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Mn'$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Ft'$  は、 $t'$  月の負担事業者数

$Nit'$  は、 $t'$  月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

( $i$  は、 $1 \sim Ft'$  までの整数値をとる)

$Nin'$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 ( $i$  は、 $1 \sim Ft'$  までの整数値をとる)

$Mn'$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

$Pwt'$  は、 $t'$  月の番号単価 [平成 20 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 2.47558638 円/月・番号、平成 20 年 7 月～前年度の最終算定月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 2.46876178 円/月・番号]

$Pwn'$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) の番号単価

$Zwt$  は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$\left[ = Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left( \sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit'] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Wt'] \right]$$

$C'$  は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額  
[=13,560,815,604 円]

$Cw'$  は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=5,595,161,728 円]

$S'$  は、前年度の支援業務費の額 [=66,937,895 円]

### (3) その他算出に係る留意点

- ① 各接続電気通信事業者等の負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3%）を超える場合の交付金の額は、算定規則第5条第2項の規定による（整数未満の端数は、四捨五入）。
- ② 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。  
また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

## 2 交付方法

### (1) 交付手段

交付金の交付は銀行振込により行う。

交付金の振込手数料の負担は、交付金を交付する支援機関が負う。

### (2) 交付金の額の通知

前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の3箇月後（平成22年3月を予定）までの間、毎月、適格電気通信事業者に対して交付金の額の通知を行う。

なお、前年度の最終算定月の3箇月後に適格電気通信事業者に対して通知する交付金の額は、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」に係るものとする。

### (3) 交付金の交付期限

毎月の交付金の額の通知の日の属する月の翌月までに交付金を交付する。

※ 本件認可に係る交付金は平成22年4月までに交付終了予定

### (4) 各月の各適格電気通信事業者に対する交付金の額の計算方法

① 前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後（平成22年2月を予定）までの間の交付金の額

$$\begin{array}{l} \text{各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該適格電気通信事業者に係る負担金の額の合計額} \\ \times \left( \frac{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援業務費を補てん対象額の割合で案分した額}} \right) \end{array}$$

② 最終算定月の3箇月後（平成22年3月を予定）の交付金

$$\begin{array}{l} \text{（負担金を納付すべき全接続電気通信事業者等の当該適格電気通信事業者に係る負担金の総額} \\ \text{— 前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までに支援機関が徴収した当該適格電} \\ \text{気通信事業者に係る負担金の総額）} \\ \times \left( \frac{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援業務費を補てん対象額の割合で案分した額}} \right) \end{array}$$

※ 各接続電気通信事業者等の負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3%）を超える場合は、以下の金額を控除して交付する。

「①及び②の合計額」 — 「算定規則第5条第2項の規定により算定した額（整数未満の端数は、四捨五入）」

①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

(5) 交付金の交付の特例

交付金の交付期限までに、算定規則第 22 条第 1 項各号に規定する事由（会社更生法等による更生計画認可の決定、民事再生法による再生計画認可の決定等）が生じた場合、交付金を減額することができる。

ただし、当該事由の発生した接続電気通信事業者等から負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第 2 項の規定に基づき案分して算定した額を交付金として速やかに適格電気通信事業者に交付する。

(6) 支援機関の交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の交付金の交付に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。

## 審 査 結 果

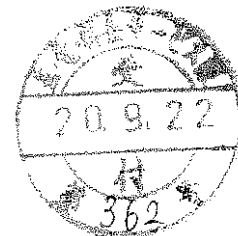
基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号。以下「算定規則」という。）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 109 条第 1 項の規定による交付金の額及び交付方法の認可に係る審査

審 査 事 項	結 果	事 由
1 交付金の額が算定規則第 5 条の規定に照らし、妥当なものであること。（審査基準第 24 条(1)）	適	<p>各適格電気通信事業者に対する交付金の額は計算式によって示されているが、これは算定規則第 5 条の規定に従って、認可後に確定する各月末の算定対象電気通信番号の数を踏まえて算定することに起因するためである。</p> <p>当該計算式の内容及び上記電気通信番号数を除く計算式の各項に代入される数値は算定規則第 5 条の規定に照らし妥当なものであり、上記番号数は電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号。以下「報告規則」という。）に従って報告されるものであることから、当該計算式及び数値を用いて算出される交付金の額は、算定規則第 5 条の規定に照らし、妥当なものであると認められる。</p> <p>また、各適格電気通信事業者に対する交付金の額は、各補てん対象額を考慮すると平成 19 年度の基礎的電気通信役務収支の赤字額を下回っていると言え、この点からも、申請に係る計算式により算出される各適格電気通信事業者に対する交付金の額は、算定規則第 5 条の規定に照らし、妥当なものであると認められる。</p>
2 交付金を適格電気通信事業者に交付する時期及び交付手段が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 24 条(2)）	適	<p>交付金を交付するに当たって、申請者は、前年度の最終算定月の 3 箇月後から最終算定月の 3 箇月後までの間、毎月徴収した負担金の額を踏まえて毎月の交付金額を算定し、各適格電気通信事業者に対して、当該交付金額及び交付時期を通知することとしている。</p> <p>交付金を各適格電気通信事業者に交付する時期については、申請上、当該通知の日の属する月の翌月までとし、各適格電気通信事業者に対する交付金の交付手段については、銀行振込によることとしている。</p> <p>以上を踏まえて、交付金を適格電気通信事業者に交付する時期及び交付手段が適正かつ明確に定められていると認められる。</p>
3 前各号に掲げるもののほか、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものではないこと。（審査基準第 24 条(3)）	適	<p>本件申請において、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害する内容はないと認められる。</p>

法第 110 条第 2 項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可に係る審査

審査事項	結果	事由
1 負担金の額が算定規則第 27 条の規定に照らし、妥当なものであること。(審査基準第 25 条(1))	適	負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等の負担金の額は、適格電気通信事業者ごとに計算式によって示されているが、これは算定規則第 27 条の規定に従って、認可後に確定する各月末の算定対象電気通信番号の数を踏まえて算定したものであり、当該規定に照らし、妥当なものであると認められる。
2 負担金を接続電気通信事業者等が納付する時期及び納付手段が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 25 条(2))	適	<p>負担金を納付すべき接続電気通信事業者等の負担金の額は、平成 21 年 1 月から最終算定月(平成 21 年 12 月予定)までの各月末の算定対象電気通信番号の数を前提としている。</p> <p>そのため、申請者は、報告規則第 9 条に基づく各月末の電気通信番号数の報告期限(翌々月の末日)を踏まえて、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対して、算定規則第 27 条第 2 項に規定する「残余の額」及び前年度の最終算定月の翌月から最終算定月までの各月の算定対象電気通信番号に係る負担金の額をそれぞれ金額の確定する月以降毎月通知することとし、当該負担金の納付期限を毎月負担金額の通知の日の属する月の 25 日までと申請書に記載している。</p> <p>また、負担金の納付手段については、申請書上、銀行振込により行うこととし、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対して、負担金を納付する口座名義・口座番号を通知することとしている。</p> <p>なお、負担金の納付に係る銀行口座については、決済性預金口座とし、振込先の限定及び振込手続きに係るシステム操作の認証強化等の措置を講じる旨申請書に記載している。</p> <p>以上を踏まえて、負担金を接続電気通信事業者等が納付する時期及び納付手段が適正かつ明確に定められていると認められる。</p>
3 前各号に掲げるもののほか、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものではないこと。(審査基準第 25 条(3))	適	本件申請において、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものはないと認められる。



交付金の額及び交付方法認可申請書

TCA支—044  
平成20年9月22日

総務大臣  
増田 寛也 殿

郵便番号 105-0003  
とうきょうとみなとくにししんばしいちちようめ

住所 東京都港区西新橋一丁目1-3  
 東京桜田ビル4F  
しゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきようかい

名称及び代表者の氏名 社団法人電気通信事業者協会  
かいちよう そん まさよし  
 会長 孫 正義

電気通信事業法第109条第1項の規定により、交付金の額及び交付方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 交付金の額

東日本電信電話株式会社に対する  
交付金の額

$$= Ce - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - (Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{Ft} [Pet \cdot Nit])) - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] -$$

$$\sum_{t=1}^{Ft'} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn') \cdot En / Mn$$

$$- (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn')$$

Cは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額  
[=18,039,790,825円]

Ceは、東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=10,767,238,196円]

Sは、支援業務費の額 [=65,096,348円]

nは、最終算定月 [=平成21年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

tは、各月 (平成21年1月予定～最終算定月)

Etは、t月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Enは、n月 (最終算定月) の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ftは、t月の負担事業者数



$Nit$  は、 $t$  月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数  
( $i$  は、 $1 \sim Ft$  までの整数値をとる)

$Mn$  は、 $n$  月 (最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

$Pet$  は、 $t$  月の番号単価 (番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として平成 21 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する) [平成 21 年 1 月予定 ~ 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、4.77488383 円 / 月・番号]

$n'$  は、前年度の最終算定月 [=平成 20 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。]

$t'$  は、前年度の各月 (平成 20 年 1 月 ~ 前年度の最終算定月)

$Et'$  は、 $t'$  月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$En'$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Ft'$  は、 $t'$  月の負担事業者数

$Nit'$  は、 $t'$  月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数  
( $i$  は、 $1 \sim Ft'$  までの整数値をとる)

$Nin'$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 ( $i$  は、 $1 \sim Ft'$  までの整数値をとる)

$Mn'$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

$Pet'$  は、 $t'$  月の番号単価 [平成 20 年 1 月 ~ 6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 3.52441362 円 / 月・番号、平成 20 年 7 月 ~ 前年度の最終算定月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 3.53123822 円 / 月・番号]

$Pen'$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) の番号単価

$Ze$  は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[= Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left( \sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit'] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et'] ]$$

$C'$  は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=13,560,815,604 円]

$Ce'$  は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=7,965,653,876 円]

$S'$  は、前年度の支援業務費の額 [=66,937,895 円]

西日本電信電話株式会社に対する

交付金の額

$$\begin{aligned} &= C_w - \sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot W_t] - \{ C_w + S \cdot C_w / C - \sum_{t=1}^{n-1} ( \sum_{i=1}^{F_t} [P_{wt} \cdot N_{it}] ) - \sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot W_t] - \\ &\quad \sum_{i=1}^{F_t'} [P_{wn'} \cdot N_{in'} - Z_w \cdot N_{in'} / M_{n'}] - ( P_{wn'} \cdot W_{n'} - Z_w \cdot W_{n'} / M_{n'} ) \} \cdot W_n / M_n \\ &\quad - ( P_{wn'} \cdot W_{n'} - Z_w \cdot W_{n'} / M_{n'} ) \end{aligned}$$

$C$ は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額

[=18,039,790,825円]

$C_w$ は、西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=7,272,552,629円]

$S$ は、支援業務費の額 [=65,096,348円]

$n$ は、最終算定月 [=平成21年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

$t$ は、各月 (平成21年1月予定～最終算定月)

$W_t$ は、 $t$ 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$W_n$ は、 $n$ 月 (最終算定月) の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$F_t$ は、 $t$ 月の負担事業者数

$N_{it}$ は、 $t$ 月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

( $i$ は、1～ $F_t$ までの整数値をとる)

$M_n$ は、 $n$ 月 (最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

$P_{wt}$ は、 $t$ 月の番号単価 (番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として平成21年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する) [平成21年1月予定～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、3.22511617円/月・番号]

$n'$ は、前年度の最終算定月 [=平成20年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

$t'$ は、前年度の各月 (平成20年1月～前年度の最終算定月)

$W_{t'}$ は、 $t'$ 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$W_{n'}$ は、 $n'$ 月 (前年度の最終算定月) の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$F_{t'}$ は、 $t'$ 月の負担事業者数

$N_{it'}$ は、 $t'$ 月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

( $i$ は、1～ $F_{t'}$ までの整数値をとる)

$N_{in'}$ は、 $n'$ 月 (前年度の最終算定月) における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 ( $i$ は、1～ $F_{t'}$ までの整数値をとる)

$M_{n'}$ は、 $n'$ 月 (前年度の最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

$Pwt'$  は、 $t'$  月の番号単価〔平成20年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は2,475,586.38円/月・番号、平成20年7月～前年度の最終算定月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は2,468,761.78円/月・番号〕

$Pwn'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の番号単価

$Zw$  は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$\left[ = Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left( \sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit'] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Wt'] \right]$$

$C'$  は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額〔=13,560,815,604円〕

$Cw'$  は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=5,595,161,728円〕

$S'$  は、前年度の支援業務費の額〔=66,937,895円〕

※ 各接続電気通信事業者等の負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3%）を超える場合の交付金の額は、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第5条第2項の規定による（整数未満の端数は、四捨五入）。

※ 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

※ 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（平成20年12月）から変更となる場合、 $t$  において「平成21年1月予定」とあるところを変更となる月数分変更する。

## 2 交付方法

### (1) 交付手段

交付金の交付は銀行振込により行うものとする。

交付金の振込手数料の負担は、交付金を交付する支援機関が負うものとする。

### (2) 交付金額の通知

前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の3箇月後までの間、毎月、適格電気通信事

業者に対して交付金額の通知を行う。

なお、前年度の最終算定月の3箇月後に適格電気通信事業者に対して通知する交付金額は、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」に係るものとする。

(3) 交付金の交付期限

毎月の交付金額の通知の日の属する月の翌月までに交付金を交付する。

(4) 各月の交付金の額の計算方法

①前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までの間、毎月、適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金の額の計算方法

＝ 負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該適格電気通信事業者に係る負担金の額の合計額

$$\times \left( \frac{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額}} \right)$$

②最終算定月の3箇月後に適格電気通信事業者に対して通知を行う交付金の額の計算方法

＝ (負担金を納付すべき全接続電気通信事業者等の当該適格電気通信事業者に係る負担金の総額 - 前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までに負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等から納付を受けた当該適格電気通信事業者に係る負担金の総額)

$$\times \left( \frac{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補てん対象額} + \text{支援機関の支援業務に係る費用の額}} \right)$$

ただし、各接続電気通信事業者等の負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3%）を超える場合は、以下の金額を控除する。

「①及び②の合計額」－「算定規則第5条第2項の規定により算定した額（整数未満の端数は、四捨五入）」

①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

(5) 交付金の交付の特例

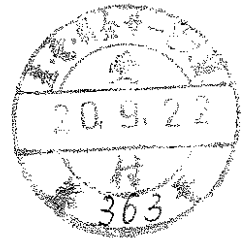
交付金の交付期限までに、算定規則第22条第1項各号に規定する事由が生じた場合、同項の規定に基づき、交付金を減額することができる。ただし、当該事由の発生した接続電気通信事業者等から負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第2項の規定に基づき案

分して算定した額を交付金として速やかに適格電気通信事業者に交付する。

(6) 交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の交付金の交付に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。



負担金の額及び徴収方法認可申請書

TCA支—045  
平成20年9月22日

総務大臣  
増田 寛也 殿

郵便番号 105-0003  
とうきょうとみなとくにしんばしいちちようめ

住所 東京都港区西新橋一丁目1-3  
 東京桜田ビル4F  
しゃだんほうじんでんきつうしんじぎょうしゃきようかい

名称及び代表者の氏名 社団法人電気通信事業者協会  
かいちよう そん まさよし  
 会長 孫 正義

電気通信事業法第110条第2項の規定により、負担金の額及び徴収方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定）

以下の①及び②の要件を充足する接続電気通信事業者等ごとに算定

- ① 前年度の電気通信事業収益が10億円を超える事業者
- ② 平成20年度において、当該電気通信事業者が総務大臣から指定を受けた電気通信番号（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下、「算定規則」という。）別表第11に掲げるものに限る。）を最終利用者に付与している事業者

東日本電信電話株式会社に係るもの  
各接続電気通信事業者等の負担金の額

$$= \sum_{i=1}^{n-1} [Pet \cdot Nf] + \{ Ce + S \cdot Ce / C - \sum_{i=1}^{n-1} ( \sum_{i=1}^{Ri} [Pet \cdot Nit] ) - \sum_{i=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \sum_{i=1}^{Ri'} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - ( Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn' ) \} \cdot Nn / Mn + Pen' \cdot Nn' - Ze \cdot Nn' / Mn'$$

Cは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額  
〔=18,039,790,825円〕

$Ce$ は、東日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=10,767,238,196円〕

$S$ は、支援業務費の額〔=65,096,348円〕

$n$ は、最終算定月〔=平成21年12月予定。以下、この計算式において同じ〕

$t$ は、各月（平成21年1月予定～最終算定月）

$Et$ は、 $t$ 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Ft$ は、 $t$ 月の負担事業者数

$Nit$ は、 $t$ 月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ $i$ は、1～ $Ft$ までの整数値をとる）

$Nt$ は、 $t$ 月の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ $Nt$ は、 $N_{1t}$ ,  $N_{2t}$ , …,  $N_{Ft}$ のうちの対応する値）

$Nn$ は、 $n$ 月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ $Nn$ は、 $N_{1n}$ ,  $N_{2n}$ , …,  $N_{Fn}$ のうちの対応する値）

$Mn$ は、 $n$ 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$Pet$ は、 $t$ 月の番号単価（番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として平成21年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔平成21年1月予定～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、4.77488383円/月・番号〕

$n'$ は、前年度の最終算定月〔=平成20年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

$t'$ は、前年度の各月（平成20年1月～前年度の最終算定月）

$Et'$ は、 $t'$ 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$En'$ は、 $n'$ 月（前年度の最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Ft'$ は、 $t'$ 月の負担事業者数

$Nit'$ は、 $t'$ 月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ $i$ は、1～ $Ft'$ までの整数値をとる）

$Nin'$ は、 $n'$ 月（前年度の最終算定月）における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ $i$ は、1～ $Ft'$ までの整数値をとる）

$Nn'$ は、 $n'$ 月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ $Nn'$ は、 $N_{1n'}$ ,  $N_{2n'}$ , …,  $N_{Fn'}$ のうちの対応する値）

$Mn'$ は、 $n'$ 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$Pet'$ は、 $t'$ 月の番号単価〔平成20年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は3.52441362円/月・番号、平成20年7月～前年度の最終算定月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は3.53123822円/月・番号〕

$Pen'$ は、 $n'$ 月（前年度の最終算定月）の番号単価

$Z_e$ は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補てん対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=C_e' + S' \cdot C_e' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{F_{t'}} [P_{e't'} \cdot N_{i't'}]) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [P_{e't'} \cdot E_{t'}] ]$$

$C'$  は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=13,560,815,604 円]

$C_e'$  は、前年度の東日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=7,965,653,876 円]

$S'$  は、前年度の支援業務費の額 [=66,937,895 円]

西日本電信電話株式会社に係るもの

各接続電気通信事業者等の負担金の額

$$= \sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot N_t] + \{ C_w + S \cdot C_w / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{F_t} [P_{wt} \cdot N_{it}]) - \sum_{t=1}^{n-1} [P_{wt} \cdot W_t] - \sum_{i=1}^{F_t} [P_{wn'} \cdot N_{in'} - Z_w \cdot N_{in'} / M_n'] - (P_{wn'} \cdot W_n' - Z_w \cdot W_n' / M_n') \} \cdot N_n / M_n + P_{wn'} \cdot N_n' - Z_w \cdot N_n' / M_n'$$

$C$ は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額 [=18,039,790,825 円]

$C_w$ は、西日本電信電話株式会社の補てん対象額 [=7,272,552,629 円]

$S$ は、支援業務費の額 [=65,096,348 円]

$n$ は、最終算定月 (=平成21年12月予定。以下、この計算式において同じ。)

$t$ は、各月 (平成21年1月予定～最終算定月)

$W_t$ は、 $t$ 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$F_t$ は、 $t$ 月の負担事業者数

$N_{it}$ は、 $t$ 月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 ( $i$ は、1～ $F_t$ までの整数値をとる)

$N_t$ は、各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 ( $N_t$ は、 $N_{1t}$ ,  $N_{2t}$ , ...,  $N_{F_t t}$ のうちの対応する値をとる)

$M_n$ は、 $n$ 月 (最終算定月) の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 ( $M_n$ は、 $M_{1n}$ ,  $M_{2n}$ , ...,  $M_{F_t n}$ のうちの対応する値)

$M_n$ は、 $n$ 月 (最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

$P_{wt}$ は、 $t$ 月の番号単価 (番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。ま



た、原則として平成21年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する)〔平成21年1月予定～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、3.22511617円/月・番号〕

$n'$  は、前年度の最終算定月〔=平成20年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

$t'$  は、前年度の各月(平成20年1月～前年度の最終算定月)

$Wt'$  は、 $t'$ 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Wn'$  は、 $n'$ 月(前年度の最終算定月)の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Ft'$  は、 $t'$ 月の負担事業者数

$Nit'$  は、 $t'$ 月における  $i$ 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

( $i$ は、1～ $Ft'$ までの整数値をとる)

$Nin'$  は、 $n'$ 月(前年度の最終算定月)における  $i$ 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数( $i$ は、1～ $Ft'$ までの整数値をとる)

$Nn'$  は、 $n'$ 月(前年度の最終算定月)の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数( $Nn'$ は、 $N_1n'$ ,  $N_2n'$ , ...,  $N_{Ft}n'$ のうちの対応する値)

$Mn'$  は、 $n'$ 月(前年度の最終算定月)の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

$Pwt'$  は、 $t'$ 月の番号単価〔平成20年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は2.47558638円/月・番号、平成20年7月～前年度の最終算定月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は2.46876178円/月・番号〕

$Pwn'$  は、 $n'$ 月(前年度の最終算定月)の番号単価

$Zw$ は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補てん対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[ = Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} ( \sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit'] ) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Et'] ]$$

$C'$  は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補てん対象額の合計額〔=13,560,815,604円〕

$Cw'$  は、前年度の西日本電信電話株式会社の補てん対象額〔=5,595,161,728円〕

$S'$  は、前年度の支援業務費の額〔=66,937,895円〕

※ 各接続電気通信事業者等(適格電気通信事業者であるものを除く。)の負担金の総額(適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。)の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、当該負担金の総額は当該算定対象収益の額に限度割合(3%)を乗じて得た額とする(整数未満の端数は四捨五入)。

※ 各適格電気通信事業者における「負担金の額と当該適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の合計額(以下「負担金等の額」という。)の当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に

占める割合が限度割合（3%）を超える場合には、当該負担金等の額は当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。

※ 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。

また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

※ 前年度の最終算定月が算定対象電気通信番号の数の変動に伴って予定（平成20年12月）から変更となる場合、tにおいて「平成21年1月予定」とあるところを変更となる月数分変更する。

## 2 徴収方法

### (1) 納付手段

負担金の納付は、銀行振込により行うものとする。

負担金の振込手数料の負担は、負担金を納付する接続電気通信事業者等が負うものとする。

### (2) 負担金額の通知

負担金の納付額等を相互に確認するため、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対し、以下の事項を通知する。

- ① 各接続電気通信事業者等の負担金の額
- ② 負担金の納付期限
- ③ 負担金を納付する口座名義・口座番号

なお、各接続電気通信事業者等に対する負担金額の通知については、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」及び前年度の最終算定月の翌月から最終算定月までの各月の算定対象電気通信番号に係る負担金の額をそれぞれ金額の確定する月以降毎月行うこととする。

### (3) 負担金の納付期限

毎月の負担金額の通知の日の属する月の25日までとする。

### (4) 延滞金の納付

納付期限までに負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数について、日1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付するものとする。

### (5) 負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の負担金の徴収に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。
- ⑤ ネットバンクシステムを活用し、口座管理の迅速性を確保する。